主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告人の抗告理由は末尾添付の別紙記載の通りであつて、これに対する当裁判所の判断は次の通りである。

不動産に対する強制執行において、その不動産が登記されたものであるときは、登記簿上債務者の所有として登記されていることが必要であつて、若し登記簿との所有に属しないことが明白である場合には、執行手続を開始することのといいのは当然である。執行裁判所は、当該不動産が債務者の所有に属しないことを登記簿により知る限り競売開始決定を為してはならないし、又若し右事実を看過でした。 を記簿により知る限り競売開始決定を為してはならないし、又若し右事実を看過でした。 で一旦競売手続を開始した場合、後に至つてこれを発見したならば、民事訴訟法の 大百五十三条の趣旨に則り職権をもつて競売開始決定を取消さなければならない。 もつとも、同条は、右のような手続の開始を妨ぐべき事実が登記官吏の通知によって明らかになった場合を規定しているが、その趣旨とするところは要するに 開始を妨ぐべき事実が登記簿により執行裁判所に顕著となった場合を広く意味する ものと解すべきである。

なお、執行裁判所が民事訴訟法第六百五十三条に則つて競売開始決定を取消すのは、職権をもつてこれを為すのであつて、たとえ利害関係人の申立等がその端緒となったとしても、それは単に執行裁判所の職権の発動を促すものに過ぎない。本件においても、前記Bから不動産の所有権を譲り受けたCの申請は、偶々原審の職権発動を促したものに過ぎないのであつて、原決定は、抗告人の主張するように、右Cを利害関係人としてその申立に基いて為されたものとは認められない。従つてCが本件競売手続の利害関係人であるかどうかということは、原決定の適否を判定するに当つて、何等影響するところがないのである。

以上の理由により原決定は相当であつて、本件抗告は理由がないからこれを棄却 するものとし、抗告費用について民事訴訟法第八十九条を適用し、主文の通り決定 する。

(裁判長判事 森静雄 判事 川井立夫 判事 佐藤秀)